

キウイフルーツかいよう病 Psa3 型の当面の防除方針骨子

1 趣旨

症状が甚大な園地の全伐採と早期発見を前提とした二次感染園地等に対する部分伐採を組み合わせた新たな防除方針を示し、引き続き「Psa3型一掃」を基本に、農家が安心して生産できる産地づくりを推進する。

2 防除の実施

(1) 耕種的防除

① 発生園地における伐採基準

| 発生程度 | 具体的症状 | 伐採方針 |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・症状が甚大な場合（被害程度3又は2） ・園地全体の保菌が濃厚で、薬剤散布だけでは対応が困難な場合（農家とJA団体等が協議） | <ul style="list-style-type: none"> ・細菌液漏出等の症状が見られる場合や樹体の枯死が見られる場合 ・資材等からの感染の可能性が疑われ、既に園全体での保菌が濃厚である場合 | 園地全伐採 農家の同意前提 〔・抜根を基本とし、症状により適宜判断。〕 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・発生程度が上記以外の場合（被害程度1） ・園地の極一部に発生が見られ、薬剤散布で対応可能と認められる場合（農家とJA団体等が協議） | <ul style="list-style-type: none"> ・枝枯れ、発病葉などの症状が散見される場合 ・資材等からの感染ではなく、早期の発生確認である場合 | 部分伐採 〔・発病樹伐採 ・部位のみの伐採も含む。〕 |

② 園地見回りの徹底による早期発見と部分伐採の繰り返しによる防除方法

園地見回りによって、葉や新梢部分に初期病徴（ハローや枯れ込み）が発見され、果樹研究センターでPsa3型が確定した場合は、速やかに結果母枝根元まで切り戻す。
 なお、その後は経過観察により、発病が再確認された場合は、同じ作業を繰り返す。

③ 防風施設及び雨除け施設の設置

感染拡大を防止するため、防風施設及び雨除け施設を設置する。

(2) 薬剤防除（予防）（化学的防除）

銅剤、抗生物質剤を定期的に散布することで感染防止を図る。

3 園地の管理

(1) 衛生管理

器具や人による病原菌の付着による伝染を防止するため、園地内の衛生管理は徹底する。

(2) 資材に対する留意点

安全確認された資材を購入し、購入先や購入日、資材の量は後日確認できるよう、必ず記帳。

注) 被害程度1：園地全体で数枚の葉に病斑が見られる。
 被害程度2：葉での発生が園地全体で散見される。結果枝、結果母枝で枯れ込みや萎れが見える。
 被害程度3：主枝、主幹から樹液が流れる。